

令和 2 年

大和市議会第 4 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第48号	大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第49号	大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第50号	大和市事務分掌条例の一部を改正する条例について	5
議案第51号	大和州市税条例の一部を改正する条例について	7
議案第52号	大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	11
議案第53号	大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第54号	大和市火災予防条例の一部を改正する条例について	17
議案第55号	工事請負契約の締結について	20
議案第56号	工事請負契約の締結について	21
議案第57号	損害賠償の額の決定について	22
議案第58号	損害賠償の額の決定について	23
議案第59号	指定管理者の指定について	24
議案第60号	指定管理者の指定について	25
議案第61号	指定管理者の指定について	26
議案第62号	指定管理者の指定について	27
議案第63号	指定管理者の指定について	28
議案第64号	指定管理者の指定について	29
議案第65号	指定管理者の指定について	30
議案第66号	市道路線の認定について (以下、議案第83号まで別冊のとおり。)	
議案第67号	市道路線の認定について	
議案第68号	市道路線の認定について	
議案第69号	市道路線の廃止について	

- 議案第70号 市道路線の認定について
- 議案第71号 市道路線の認定について
- 議案第72号 市道路線の廃止について
- 議案第73号 市道路線の認定について
- 議案第74号 市道路線の認定について
- 議案第75号 市道路線の認定について
- 議案第76号 市道路線の認定について
- 議案第77号 市道路線の廃止について
- 議案第78号 市道路線の変更について
- 議案第79号 市道路線の認定について
- 議案第80号 令和2年度大和市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第81号 令和2年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和2年度大和市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 令和2年度大和市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第48号

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、市議会議員及び市長等常勤の特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定したい必要による。

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年大和町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

第2条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に改める。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

第4条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第49号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、人事院勧告に準じ、本市職員の期末手当の支給割合を改定したい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第50号

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、行政組織を改正したい必要による。

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例

大和市事務分掌条例（昭和42年大和市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

(5) 環境施設農政部

第1条第9号を次のように改める。

(9) 街づくり施設部

第1条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第2条第5号アからエまで以外の部分を次のように改める。

環境施設農政部

第2条第5号に次のように加える。

オ 河川に関する事項

カ 下水に関する事項

第2条第9号アからカまで以外の部分を次のように改める。

街づくり施設部

第2条第9号に次のように加える。

キ 道路に関する事項

ク 交通安全対策に関する事項

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に、「都市施設部」を「街づくり施設部」に改める。

議案第 5 1 号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第21条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第28条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第28条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）現所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）固定資産の種類及び所在
- （3）その他市長が必要があると認める事項

第42条第1項中「1」を「いずれか」に改め、同項第2号中「第28条」の次に「第28条の3」を加える。

附則第13項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に、「ホ」を「ニ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第33項第2号（同号ロ）」を「附則第15条第30項第2号（同号ロ及びハ）」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「附則第15条第47項」

を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第14号を第12号とし、同項に次の1号を加える。

(13) 法附則第64条 零

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

25 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の大和市市税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例（附則第13項第13号に係る部分を除く。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3の規定は、施行日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例の一部改正)

5 大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例附則第4項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）等が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 大和市国民健康保険税条例(昭和27年大和町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、同条第2号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に、「地方税法施行令」を「地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の地方税法施行令(次号において「旧令」という。)」に改め、同条第3号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に、「地方税法施行令」を「旧令」に、「前号」を「前2号」に改める。

(大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 大和市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「330,000円」を「地方税法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯について同号イの規定により超えないこととされている金額」に改め、同条第2号中「330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の地方税法施行令(次号において「旧令」という。)」を「地方税法施行令」に、「規定する乗じて得た金額を加算した」を「掲げる世帯について同号ロの規定により超えないこととされている」に改め、同条第3号中「330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき旧令」を「地方税法施行令」に、「規定する乗じて得た金額を加算した」を「掲げる世帯について同号ハの規定により超えないこととされている」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」及び「法第703条の5に規定する」を削り、「する。)」の次に「と、「第56条の89第2項第2号」とあるのは「第56条の89第1項中「1,100,000円」とあるのを「1,250,000円」と読み替えた場合における同条第2項第2号」を加える。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、同法第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1

日から施行する。

(大和市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市国民健康保険税条例第23条並びに附則第2項、第4項及び第5項の規定は、令和3年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第53号

大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例について
大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、受動喫煙防止を含めた路上喫煙防止対策の一層の推進を図るため、市内全域において路上喫煙を禁止する改正等を行いたい必要による。

大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例

大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「確保し」の次に「、並びに受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に掲げる受動喫煙をいう。）の機会の低減に寄与し」を加える。

第5条を次のように改める。

（路上喫煙の禁止）

第5条 市民等は、市域において路上喫煙をしてはならない。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「禁止区域のうち」を削り、同条を第6条とする。

第9条中「市長は」の次に、「、必要があると認めるときは」を加え、「場合については、第7条の規定を準用する」を「ことができる」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第7条とする。

この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

第10条を削り、第11条を第8条とする。

第12条中「第10条」を「第5条」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第54号

大和市火災予防条例の一部を改正する条例について

大和市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和37年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イただし書を削り、同号に次のように加え、同号を同項第16号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合にその液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とし、及び充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止

するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条(見出しを含む。)中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の2及び第44条第10号の規定は、施行日以後に設置しようとする設備について適用し、施行日前に設置され、又は設置の工事がされている設備については、なお従前の例による。

議案第55号

工事請負契約の締結について

市立鶴間中学校大規模復旧防音・改修工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市南区新川町5丁目28番地
株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 務
- 3 契約金額 666,380,000円
- 4 工事場所 大和市下鶴間3016番地
大和市立鶴間中学校

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

市立鶴間中学校大規模復旧防音・改修工事（建築）を施工したい必要による。

議案第56号

工事請負契約の締結について

市立鶴間中学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市中央林間一丁目1番26号
聖和電設株式会社
代表取締役 福島 隆
- 3 契約金額 200,121,900円
- 4 工事場所 大和市下鶴間3016番地
大和市立鶴間中学校

令和2年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

市立鶴間中学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）を施工したい必要による。

議案第57号

損害賠償の額の決定について

本市は、次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 賠償金額 688,369円
- 2 賠償の相手方 藤沢市藤沢1027番地
株式会社メディケアー
代表取締役 後藤康太
- 3 事故の概要

令和元年10月12日に、大和市上和田地内において本市が管理する水路内の樹木が倒れたことにより、隣接する駐車場に駐車していた自動車に損害を与えた。

令和2年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

損害賠償の額を決定したい必要による。

議案第58号

損害賠償の額の決定について

本市は、次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 賠償金額 1,008,740円
- 2 賠償の相手方 市外在住者
- 3 事故の概要

令和元年10月12日に、大和市上和田地内において本市が管理する水路内の樹木が倒れたことにより、隣接する駐車場に駐車していた自動車に損害を与えた。

令和2年11月25日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

損害賠償の額を決定したい必要による。

議案第59号

指定管理者の指定について

大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）第2条第2項に規定する大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市柳橋ふれあいプラザ
- 2 指定管理者の名称 シンコースポーツ株式会社
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者を指定したい必要による。

議案第60号

指定管理者の指定について

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第2条第2項に規定する文化創造拠点等を構成する公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 やまと芸術文化ホール
大和市立図書館
大和市生涯学習センター
大和市屋内こども広場
大和市立中央林間図書館
大和市立渋谷図書館
大和市つきみ野学習センター
大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
大和市桜丘学習センター
大和市渋谷学習センター
- 2 指定管理者の名称 やまとみらい
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

文化創造拠点等を構成する公の施設の指定管理者を指定したい必要による。

議案第61号

指定管理者の指定について

大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）第2条に規定する大和市障害者自立支援センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市障害者自立支援センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人すずらんの会
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市障害者自立支援センターの指定管理者を指定したい必要による。

議案第62号

指定管理者の指定について

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）別表第1に規定するつきみ野1号公園、引地台公園及び宮久保公園並びに大和市営自動車駐車場条例（平成3年大和市条例第12号）第2条に規定する引地台温水プール立体駐車場の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 つきみ野1号公園
 引地台公園
 宮久保公園
 引地台温水プール立体駐車場
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
 令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

つきみ野1号公園、引地台公園、宮久保公園及び引地台温水プール立体駐車場の指定管理者を指定したい必要による。

議案第63号

指定管理者の指定について

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）別表第1に規定する多胡記念公園の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 多胡記念公園
 - 2 指定管理者の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団
 - 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

多胡記念公園の指定管理者を指定したい必要による。

議案第64号

指定管理者の指定について

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）別表第1に規定する大和市営大和スポーツセンター、大和市営草柳庭球場、大和市営桜森スポーツ広場、大和市営下福田野球場及び大和市営下福田スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名 称 | 大和市営大和スポーツセンター
大和市営草柳庭球場
大和市営桜森スポーツ広場
大和市営下福田野球場
大和市営下福田スポーツ広場 |
| 2 指定管理者の名称 | 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団 |
| 3 指 定 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
令和2年11月25日提出 |

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市営大和スポーツセンター、大和市営草柳庭球場、大和市営桜森スポーツ広場、大和市営下福田野球場及び大和市営下福田スポーツ広場の指定管理者を指定したい必要による。

議案第65号

指定管理者の指定について

大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）第2条第2項に規定する大和市郷土民家園の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市郷土民家園
 - 2 指定管理者の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団
 - 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 令和2年11月25日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

大和市郷土民家園の指定管理者を指定したい必要による。